

**企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係る
マッチング支援業務委託（10月2日公募分）仕様書（案）**

1 業務目的

大分県（以下「県」という。）への企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の拡大のため、県の企業版ふるさと納税制度の対象事業に関心を持ち、本社が県外にある企業等（以下「県外企業」という。）を調査し、企業版ふるさと納税による県への寄附を働きかけ、寄附を確定させるものとする。

2 業務内容

（1）情報発信

受託者は、県の企業版ふるさと納税による寄附受入対象事業（以下「寄附受入事業」という。）の情報について、県外企業に情報発信すること。

（2）県外企業の調査及び県外企業への働きかけ

受託者は、県外企業を調査のうえ、積極的に寄附を働きかけること。なお、働きかけに際しては、企業版ふるさと納税の分かりやすい資料等を用いて制度の詳細を丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、県おおいた創生推進課と連絡を密にして、相手企業の意向に沿った寄附受入事業を紹介すること。

また、受託者が働きかけを行っている企業が、別途県から直接働きかけを受けていることが判明した場合は、受託者からの働きかけを一時中断し、県おおいた創生推進課に報告すること。この場合、県から直接の働きかけを優先し、受託者からの働きかけの終了を指示する可能性があるので留意すること。

（3）随時報告

受託者は、寄附に結びつく可能性がある県外企業の情報を獲得した際は、随時、県おおいた創生推進課に報告し、必要に応じて寄附確定に必要な情報の提供や支援を求めること。

この際、県の職員によるフォローが必要な場合は、県は受託者の求めに応じて、必要な対応を行うものとする。なお、県の職員がフォローする場合に必要な経費（職員訪問の際の旅費等）は、県で負担する。

（4）定期打合せ

受託者は、月に1回県おおいた創生推進課と打ち合わせること。打合せ方法は、

Zoom の利用を原則とするが、電話による打合せを行うこともある。

(5) 月次実績報告

受託者は、下記のとおり本業務における寄附の納付実績等の報告書（第1号様式）を県おおいた創生推進課に提出し、確認を受けるものとする。

ただし、寄附の納付実績がない月については提出不要とする。

ア 提出物：実績報告書（第1号様式）

イ 提出期限：月締め翌月15日までに提出

ウ 提出手法：メールによる電子データの提出とする。ただし、様式は問わない。

(6) 委託料

本業務委託は成果報酬型とし、(5)の実績報告書の確認を受けた後、本契約に基づく一定割合の請求書を県おおいた創生推進課に提出すること。

その際、請求額は、委託料額（委託金額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とし、3月分の請求書の提出期限は令和8年4月30日とする。

なお、県は、委託料の執行額の状況を踏まえ、委託期間終了前に本業務委託を終了する場合があるので留意すること。この場合、本業務委託終了前に調査し、働きかけを行っていた県外企業があっても、これに支出した経費は、本業務委託の委託料には含めない。

3 その他

(1) 県外企業との連絡調整

本事業は、複数の受託者と契約する場合がある。また、県においても、並行してホームページやパンフレットを通じて、直接寄附の受付を行っている。

このため、県外企業が県への寄附の意向を示した際は、速やかに県おおいた創生推進課に報告すること。他の受託者や県との重複が判明した場合には、企業から提出のあった寄附申込書をもって判断することとする。この場合、委託料の支払いができなくなったとしても、県は一切の責任を負わないものとするので留意すること。

なお、本業務委託における県外企業から県への寄附の入金は、県と県外企業の調整により入金日を確定させるものとし、最後の入金日は令和8年3月31日までとする。

（２）法令の遵守

受託者は、本委託の実施に当たり、関係法令を遵守するものとする。

（３）再委託

受託者は、本委託業務の全部または一部を、第三者に委託できない。ただし、事前に県の承諾を得た場合は、この限りではない。

（４）守秘義務

受託者は、本委託により知りえた情報等を、本業務においてのみ使用するものとし、これを他の目的に使用し、あるいは他の者に漏洩してはならない。本委託終了後も同様とする。

（５）契約の解除

県は、受託者が本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約を解除できるものとする。

（６）権利の帰属

本委託に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じたときから県に帰するものとする。

（７）管轄裁判所

本契約に関連する訴訟については、大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（８）その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と受託者が協議して決定するものとする。